

# 資料編

# 資料編



## 1. 池田市子ども条例

平成17年3月31日条例第6号

改正

平成23年9月28日条例第22号

### 池田市子ども条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 責務（第4条—第8条）

第3章 市の施策（第9条—第15条）

第4章 推進体制（第16条・第17条）

第5章 雑則（第18条）

附則

前文

わが国はかつて世界のどの国も経験したことのない超高齢社会に直面している。政府はこの超高齢社会に対応するため、これまで数々の高齢者施策を構築、制度化しており、それは一定の評価を得ている。

しかしながら、高齢化の進展は今後なお拍車がかかることが予測されている。その要因は、高齢者の増加だけにあるのではなく、生産年齢人口の減少にもある。特に近年は出生率の低下が顕著であり、わが国の総人口が今後数年のうちに減少に向かうことは確実であると言われている。

また、子どもを取り巻く社会環境に目を転じれば、子どもが子どもであることを理由に暴力や犯罪の対象となる事件が増えるなど、昨今、その状況はますます悪化している。

我々は、超高齢社会の到来を前にしてともすれば高齢者施策に目を奪われがちであるが、すべての世代が幸福に暮らせる社会が維持されるためには、次代を担う子どもたちの存在と健やかな成長が不可欠であり、そのための施策を充実させることもまた急務である。このことは、わが国全体の問題として取り組まれるべき課題であるが、高齢者施策に比して次世代育成施策には未だ立ち遅れの感があるのが現実である。

このような状況において、住民に身近な行政を担う先端自治体として、政府に先駆けて具体的な次世代育成施策の在り方を示すことには極めて大きな意義がある。

よってここに、本市における次世代育成の基本理念を明らかにするとともに、未来に夢や希望が持てるまちとなることをめざし、この条例を制定する。

### 第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子どもの育成に関し、保護者、地域住民等、学校等、事業者及び市のそれぞれの責務を明らかにするとともに、子どもの育成に関する市の施策の基本的事項を一体的かつ総合的に定め、もって出産、子育てに対する市民の不安や障壁を取り除くことにより、安心して子どもを生み育てることができ、かつ、子どもがひとしく健やかに成長できる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「子ども」とは、おおむね18歳未満の者をいう。

2 この条例において「地域住民等」とは、地域に居住する者並びに地域で働く者、学ぶ者及び活動するものをいう。

3 この条例において「学校等」とは、学校、幼稚園、保育所その他これらに類する施設をいう。

（基本理念）

第3条 子どもの育成は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

(1) 心身ともに健やかに成長する権利、教育を受ける権利その他子どもが有する諸権利が尊重され、保護されること。

- (2) 保護者、地域住民等、学校等、事業者及び市が、各自が担う必要不可欠な役割及び責務を自覚し、相互の連携及び協力の下で取り組むこと。
- (3) 保健、福祉、教育その他のあらゆる分野において、総合的に取り組むこと。

## 第2章 責務

### (保護者の責務)

第4条 保護者は、自らが子どもを育てる第一義的責任を有することを自覚し、子どもにとって家庭が、健全な生活習慣及び社会的きまりを守る意識を身に付けるための最も身近で、かつ、大切な場であるとともに、心身ともに安らぎ、くつろげる場であることを認識し、子どもが健やかで豊かな人間性を育む基礎となる家庭づくりに努めなければならない。

2 保護者は、子どもに教育を受けさせる義務を負っていることを自覚し、かつ、集団生活を通して子どもの社会性が育まれることを認識し、地域社会及び学校等と、子育てに関し適切な連携を図るよう努めなければならない。

### (地域住民等の責務)

第5条 地域住民等は、地域社会が、家庭ではできない体験を通して、子どもの豊かな人間性を育む貴重な場であるとともに、社会的きまりを守り、社会の一員としての役割を自覚するための実践の場でもあることを認識し、地域社会における子どもの健全な育成及びそれにふさわしい環境づくりに主体的に取り組むよう努めなければならない。

2 地域住民等は、地域社会が有する子育てに関する知識若しくは経験の提供又は地域社会による見守りなど、子育てを行う保護者に対する支援及び子育ての補完の機能を積極的に発揮するよう努めなければならない。

### (学校等の責務)

第6条 学校等は、集団生活を通して、将来への可能性を開いていくために必要な社会性、基礎学力、自ら学び、考える力など、生きる力を子どもが心身の発達に応じて身に付ける場としての本来の機能を十分に発揮するとともに、保護者及び地域住民等による子育てを支援するための地域におけるつながりの拠点のひとつとして、積極的に場を提供するよう努めなければならない。

### (事業者の責務)

第7条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、その活動が子どもの育成及び社会に与える影響の大きさを自覚し、子どもが健やかに育つための安全で良好な環境の創出及び維持に常に配慮しなければならない。

2 事業者は、事業所で働く保護者とその子どもとのかかわりを深めることができるよう配慮するとともに、地域住民等や学校等が行う子どもの育成に関する活動に積極的に協力するよう努めなければならない。

### (市の責務)

第8条 市は、子どもが健やかに育ち、保護者が安心して子どもを委ねることができる安全で良好な環境の創出及び維持に努めるとともに、子どもの育成に関して保護者、地域住民等及び学校等がそれぞれに有する責務が全うされるよう、保健、福祉、教育その他のあらゆる分野において、必要な支援及び総合調整を積極的に行うものとする。

## 第3章 市の施策

### (基本目標)

第9条 市は、基本理念にのっとり、その責務を全うするため、次に掲げる事項を子どもの育成に係る市の施策の基本目標として定めるものとする。

- (1) 子育て・親育ちを応援する環境づくり
- (2) 子どもを安心して生み育てられることができる環境づくり
- (3) ゆとりある家庭生活を実現する就労環境づくり
- (4) 子どもがのびのび育つ安全・安心な環境づくり
- (5) 子どもの人権を守る環境づくり

2 市は、基本理念にのっとり、保護者が生み育てる子どもの数やその発育段階及び子育てをする家庭を取り巻く社会経済情勢等に応じ、最もふさわしい支援を行うよう努めるものとする。

### (子ども・子育て家庭への支援)

第10条 市は、前条の基本目標に沿って子どもへの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を支援するため、次に掲げる施策を講じるものとする。

- (1) 幼保一体化を進め、質の高い幼児期の学校教育・保育の一体的提供

- (2) 家庭における養育支援の充実
- (3) 延長保育、預かり保育、一時預かりなど、多様な保育需要に応じた保育サービスの充実
- (4) 子育てに関する地域のネットワークづくり
- (5) 子育てに関するNPO、地域ボランティア等による子どもの健全育成の支援
- (6) 世代間交流の推進やひとり親家庭に対する自立支援、障害児施策の充実など、関係機関等との連携  
(健康の確保及び増進)

第11条 市は、子どもや母親の健康の確保のための母子保健施策等の充実、乳幼児期からの望ましい食習慣に関する情報提供、小児医療の充実、思春期保健対策など、子どもや母親の健康の確保及び増進に努めるものとする。

(教育環境の整備)

第12条 市は、次代の親を育むため、家庭や子育ての意義についての啓発等に努めるとともに、学校等の教育環境等の整備、家庭や地域の教育力の向上、子どもを取り巻く有害環境対策の推進など、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備に努めるものとする。

(生活環境の整備)

第13条 市は、子育てを担う世代に良質な住宅確保の情報提供等を行うとともに、安全な道路交通環境の整備及び公共施設等のバリアフリー化など、子育てをしやすい生活環境の整備に努めるものとする。

(子育てと仕事の両立の推進)

第14条 市は、家庭生活との均衡のとれた働き方等の啓発や支援を行うとともに、放課後児童健全育成事業やファミリーサポートセンター事業の充実など、子育てと仕事の両立の推進に努めるものとする。

(子どもの安全確保)

第15条 市は、子どもを交通事故、犯罪、いじめ、児童虐待等の被害から未然に守る活動を推進するとともに、被害に遭った子どもを支援するためのカウンセリング及び保護者に対する助言を行うなど、関係機関と連携し、子どもの安全確保に努めるものとする。

#### 第4章 推進体制

(子ども・子育て事業計画の策定)

第16条 市は、第10条から前条までに規定する各施策を総合的かつ計画的に推進するため、子ども・子育て事業計画を策定するものとする。

(子ども・子育て会議)

第17条 次に掲げる事項を調査審議するため、池田市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

- (1) 幼児期の学校教育、保育、地域子育て支援、放課後児童クラブ等子育て支援に関する事項
  - (2) 幼保一体化の推進に関する事項
  - (3) 前条に規定する事業計画その他子ども・子育て支援に関する事項
- 2 市長は、前項に掲げる事項について、子育て会議に諮問することができる。
  - 3 子育て会議は、調査審議を行うため必要があると認めるときは、市長及び関係行政機関に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
  - 4 子育て会議は、調査審議の結果必要があると認めるときは、市長に対し意見を述べ、又は必要な措置を講じるよう勧告することができる。
  - 5 市長は、前項による勧告に基づき講じた措置について、子育て会議に報告しなければならない。
  - 6 子育て会議は、市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。
  - 7 前各項に定めるもののほか、子育て会議の組織及び運営に関し、必要な事項は規則で定める。

#### 第5章 雑則

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月28日条例第22号）

この条例は、平成23年10月1日から施行する。

## 2. 池田市子ども・子育て支援事業計画策定の経過

実施日年月日	策 定 経 過
平成25年7月26日(金)	子ども・子育て会議 案件1) 公立保育所の民営化について 2) 池田市子ども・子育て事業計画策定に関する ニーズ調査の検討(調査票、方法等)
平成25年11月21日(木) ~12月25日(金)	ニーズ調査の実施 対象) 就学前、小学校児童
平成26年1月31日(金)	子ども・子育て会議 案件1) ニーズ調査結果の進捗状況の報告 2) 平成26年度池田市子ども・子育て重点施策 について ①留守家庭児童会の延長 ②保育所等整備事業 3) 緑丘保育所の民営化について
平成26年7月24日(木)	子ども・子育て会議 案件1) ニーズ調査結果報告 2) 子ども・子育て支援事業計画の構成の検討 3) 子ども・子育て支援新制度に基づく各基準条 例の検討
平成26年11月21日(金)	子ども・子育て会議 案件1) 子ども・子育て支援事業計画(案)の検討 2) 池田市保育の必要性の認定基準(案)の検討
平成27年1月5日(月) ~1月26日(月)	「池田市子ども・子育て事業計画(案)」 のパブリックコメントの実施
平成27年2月10日(火)	パブリックコメント結果の公表(市ホームページ)
平成27年2月20日(金)	子ども・子育て会議 案件1) パブリックコメントの結果報告 2) 子ども・子育て支援事業計画概要(案)の検 討 3) 特定教育、保育施設の利用定員(案)の検討 4) 新制度における幼稚園及び保育所保育料(案)

### 3. 池田市子ども・子育て会議規則

平成17年5月23日規則第39号

改正

平成21年3月31日規則第18号

平成23年9月28日規則第23号

平成24年3月30日規則第17号

#### 池田市子ども・子育て会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、池田市子ども条例（平成17年池田市条例第6号）第17条の規定に基づき、池田市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係市民団体の代表者
- (3) 事業者
- (4) 子育て当事者
- (5) 市民を代表する者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第3条 子育て会議に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。

2 子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第5条 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 子育て会議に、専門的事項に関して調査審議する必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、子育て会議の委員をもって組織し、それぞれの部会に属する委員は委員長が指名する。

- 3 部会に部会長を置き、部会の会議は、部会長が招集する。
- 4 部会長は、調査審議を行った事項について、子育て会議に報告しなければならない。  
(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、子ども・健康部子育て支援課において処理する。  
(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第18号抄）  
(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月28日規則第23号）  
この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第17号）  
この規則は、平成24年4月1日から施行する。

## 4. 池田市子ども・子育て会議 委員名簿

平成27年3月（順不同・敬称略） ◎：委員長、○：副委員長

選出区分		区分内所属役職	氏名
1号委員	学識経験者 (3名)	大阪総合保育大学 児童保育学部 学部長	◎大方 美香
		大阪人間科学大学 人間科学部 社会福祉学科 学科長	○中川 千恵美
		帝塚山大学 現代生活学部 こども学科 准教授	西村 真実
2号委員	関係市民団体代表 (5名)	池田市民生委員児童委員協議会 主任児童委員長	明石 巧
		池田市社会福祉協議会 副会長	清水 昭子
		池田市立学校園PTA協議会代表 母親部会副部会長	古山 祐佳里
		池田市私立保育園保護者会 さつき保育園保護者会代表	高垣 郁子
		池田市私立幼稚園連盟PTA 連絡協議会 代表	白澤 麻代
3号委員	事業者 (2名)	ダイハツ工業株式会社	藤本 美幸
		連合大阪豊能地区協議会代表 連合大阪豊能地区協議会幹事	高橋 繁生
4号委員	子育て当事者 (3名)	池田市立幼稚園園長会代表 池田市立さくら幼稚園園長	湯浅 佐恵子
		池田市私立保育園代表 (社) さつき保育園園長	鶴飼 郁子
		池田市私立幼稚園連盟代表 亀之森幼稚園園長	名村 啓史
5号委員	市民を代表する者 (2名)		小田 美子
			福井 多希子
計		15名	



---

---

池田市子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月

発行 池田市 子ども・健康部 子育て支援課

〒563-8666

大阪府池田市城南1丁目1番1号 池田市役所4階

電話：072-754-6525

---

---



## 池田市子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月

〔発行〕池田市 子ども・健康部 子育て支援課

〒563-8666

大阪府池田市城南1丁目1番1号 池田市役所4階

〔電話〕072-754-6525